

戸田市手話言語条例ができました

令和3年4月1日に戸田市手話言語条例が施行されました。今回は手話や条例の概要、市で行っている取り組みを紹介します。手話への理解や、誰もが安心して暮らせる環境づくりへの協力をお願いします。

問い合わせ 障害福祉課（内線297/FAX444-5588）

手話とは？

手話は、手や指、体の動きなどを使って、言葉の意味を目で見て分かるように伝える言語です。ジェスチャーとは異なり、動きによる文法を持つ、一つの言語です。



戸田市手話言語条例

「手話が言語である」との認識に基づいた、全ての市民が共生できる地域社会の実現を目的として制定されました。市では、手話の情報を皆さんへ広め、手話を使いやすい環境をつくっていきます。



戸田市×手話にまつわるQ&A

Q1 手話を使えるようになりたいけれど、どうしたらいい？

A1 市では毎年、手話講習会を開催していますので、希望する方はお申し込みください。開催日程は広報紙でお知らせします。

Q2 手話通訳者を呼びたい。

A2 市では、イベント時などに手話通訳者の派遣を行っています。派遣を必要とする方は、戸田市手話通訳者派遣事務所（電話 445-1828/FAX 441-5031）にご連絡ください。

また、市役所窓口にも手話通訳者を配置しています。

Q3 簡単な手話を使ってみたいけれど、何から始めればいい？

A3 市では、広報紙で毎月手話を紹介しています。P.25の「手話でコミュニケーション」をご覧ください。また、市公式YouTubeでは「戸田市手話チャンネル」を配信中です。



「戸田市手話チャンネル」
はこちらから！



Q4 手話は世界共通？

A4 手話は地域や文化によって違いがあり、世界共通ではありません。さらに、日本国内でも方言のように違いがあります。

Q5 手話はマスクをしていてもできるの？

A5 手話は手だけでなく、口の動きや表情なども読み取る必要があり、マスクをしたままでは十分に伝わりません。極力マスクを外して手話を行ってください。